



対象建材・設備に関する登録及び運用マニュアル

バリアフリー改修

ホームエレベーター

衝撃緩和畳

目次

■ はじめに	2P
■ 事業スキームとメーカー等の役割	3P
■ 対象となる建材・設備の基準	4P
■ 建材・設備の型番登録	5P
■ 証明書の発行	6P~7P
■ 注意事項	8P
■ 建材・設備別の型番登録申請書類および証明書	10P~20P
ホームエレベーター	
提出書類一覧	12P
対象製品登録申請様式	13P~14P
性能証明書サンプル	15P
衝撃緩和量	
提出書類一覧	17P
対象製品登録申請様式	18P
性能確認チェックシート	19P
性能証明書サンプル	20P
■ 資料	22P~24P
発行ポイント数	23P
登録スケジュール	24P

はじめに

■ 本書は、「グリーン住宅ポイント制度」の改修・設置工事において、対象となる建材・設備の登録及び、登録後の運用に関するマニュアルです。

■ 「グリーン住宅ポイント制度」の対象となる建材・設備の登録は、製造物責任法（PL法）に規定する「製造業者等」が行うものとします。本書では以下、「製造業者等」を「メーカー等」と記します。

■ メーカー等のご担当者は、「グリーン住宅ポイント制度」におけるメーカー等の役割をご理解いただき、建材・設備の登録及び、登録後の運用について、ご協力をお願いいたします。

対象となる工事と建材・設備の一覧

改修・設置工事	建材・設備	対象となる住宅の種類		製品登録	証明書発行パターン	証明書（※1）	
		リフォーム	新築				
① 開口部の断熱改修	ガラス交換	ガラス	○	×	必要	A	性能証明書
	内窓設置	内窓	○	×	必要	A	性能証明書
	外窓交換	外窓	○	×	必要	A	性能証明書
	ドア交換	ドア	○	×	必要	A	性能証明書
② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修	断熱材（ボード・マット系・畳床）		○	×	必要	B	納品証明書（指定書式）
	断熱材（吹込み・吹付け）		○	×	必要	C	施工証明書（指定書式）
③ エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム		○	×	必要	A	性能証明書
	節水型トイレ		○	×	必要	D	納品書 対象製品証明書（指定書式）
	高断熱浴槽		○	×	必要	A	性能証明書
	高効率給湯機		○	×	必要	D	納品書 対象製品証明書（指定書式）
	節湯水栓		○	×	必要	D	納品書 対象製品証明書（指定書式）
④ バリアフリー改修	手すりの設置	*****	○	×	不要	-	*****
	段差解消	*****	○	×	不要	-	*****
	廊下幅等の拡張	*****	○	×	不要	-	*****
	ホームエレベーターの新設	ホームエレベーター	○	×	必要	A	性能証明書
	衝撃緩和畳の設置	衝撃緩和畳	○	×	必要	A	性能証明書
⑤ 耐震改修	*****		○	×	不要		*****

事業スキームとメーカー等の役割

事業スキーム

「グリーン住宅ポイント制度」の改修・設置工事は、事前に「グリーン住宅ポイント事務局」（以下、事務局といいます）に登録された建材・設備が、対象となる住宅のリフォーム工事に使用されたことを確認して、施主（申請者）にポイントが発行されます。

メーカー等の役割

対象製品（建材・設備）の登録

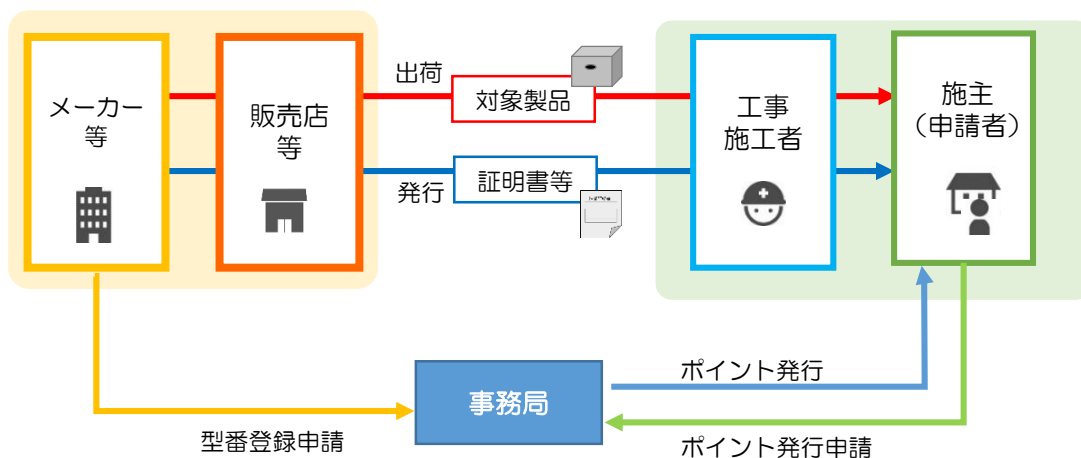
- メーカー等は、対象となりうる建材・設備の型番と性能を事前に事務局へ申請し、審査を受け、登録する必要があります。
- 登録された建材・設備は、型番と共に事務局ホームページに対象製品として公表されます。

証明書の発行

- メーカー等は、対象製品が出荷または設置された際に性能証明書を発行します。性能証明書は、ポイント発行申請に必要な書類のため、施主（申請者）に届くようにする必要があります。
- また、性能証明書以外の証明書類で運用している製品（2頁参照）は、販売店や工事施工者が正しく証明書等を発行する必要があります。

社内・事業者間での情報共有および周知

- メーカー等は、社内関係各所および自社製品を扱う流通事業者、卸業者、工事施工者等が、対象となる製品や型番を認識できるよう情報を提供するとともに、証明書の発行手続きや必要性について周知する必要があります。



対象となる建材・設備の基準

バリアフリー改修の建材・設備基準

「グリーン住宅ポイント制度」の対象になるのは、下記の住宅設備を設置する一定規模以上のリフォーム工事です。なお、対象建材・設備は下記の基準を満たしている必要があります。

対象設備	基準
ホームエレベーター	人を運搬するエレベーターで、かごの天井の高さが2m以上のものであること。
衝撃緩和畳	畳床が JIS A5917 に規定する「衝撃緩和型畳床」と同等以上の性能を有すること。

建材・設備の型番登録

型番登録スケジュール

- 型番登録は登録スケジュールに則って実施します。スケジュールは巻末の資料ページでご確認ください。

型番登録申請から公表までの流れ

- メーカー等は、製品カテゴリーごとに、必要書類を揃えて事務局に電子メールで提出してください。
- 登録申請された製品は、審査を経て、事務局ホームページでの公表をもって対象製品となります。審査の結果、対象製品として認められない場合は事務局から連絡します。



型番登録申請の方法

- 登録申請に必要な書類は、各製品の「提出書類一覧」をご確認ください。
- 指定様式は、事務局ホームページからダウンロードしてください。
- 電子メール送信時のルール

添付ファイルが多数となる場合は、フォルダにまとめて送信してください。
なお、容量が5Mを超える場合は、ストレージサービス等をご利用ください。

メールの件名

節湯水栓 登録 / いろは工業

①

②

①=建材・設備名

②=会社名（株式会社、(株)は不要）

添付ファイル・フォルダ名

<ファイル名例>

【節湯水栓】IRH_20210123_対象製品リスト申請様式.xls

①

②

③

④

<フォルダ名例>

【節湯水栓】IRH_20210123_02.zip

①

②

③

⑤

①=建材・設備名

②=メーカーコード

③=送信日の日付8桁

④=書類名

⑤=同日内に複数回送信する場合、何個目かを付記

メーカーコードについて

登録申請にはメーカーコードが必要です。はじめて登録申請する際は、メール本文に会社名、担当者名、連絡先、メーカーコード付与を希望する旨明記のうえ、件名を下記の通り記載し、メールにてご連絡ください。

窓_メーカーコード付与申請 / ABC工業

①

②

①=建材・設備名

②=会社名（株式会社、(株)は不要）

登録申請書類の送り先

kenzai@greenpt.jp

証明書の発行①

証明書について

- **グリーン住宅ポイント制度の対象製品であることを証明する書類（証明書）は、申請者がポイント発行申請をする際に必要な書類です。**

証明書の発行パターンには下記の2通りがあり、ポイント発行申請に必要な証明書はA～Dの4通りになります。

発行パターン	種類	製品	ポイント発行申請に必要な証明書	発行者
1	A	ガラス	性能証明書	メーカー等
		内窓	性能証明書	メーカー等
		外窓	性能証明書	メーカー等
		ドア	性能証明書	メーカー等
		太陽熱利用システム	性能証明書	メーカー等
		高断熱浴槽	性能証明書	メーカー等
		ホームエレベーター	性能証明書	メーカー等
		衝撃緩和畳	性能証明書	メーカー等
	B	断熱材（ボード・マット系・畳床）	納品証明書	卸業者
	C	断熱材（吹込み・吹付け）	施工証明書	吹付け・吹込み施工業者
2	D	節水型トイレ	納品書	メーカー等、卸業者、販売店等
			対象製品証明書	工事施工者
	高効率給湯機	納品書	メーカー等、卸業者、販売店等	
		対象製品証明書	工事施工者	
	節湯水栓	納品書	メーカー等、卸業者、販売店等	
		対象製品証明書	工事施工者	

ポイント発行申請には、上記のほか工事請負契約書、リフォーム工事証明書、工事前後の写真等も必要です。ポイント発行申請に必要な書類は「申請の手引き」を参照してください。

発行パターン1（A、B、C）の発行・運用

メーカー等は、以下のいずれかの方法で性能証明書を発行、運用する。

1WAY発行 ▶ 対象製品を出荷する際、製品に同梱して発行する。



2WAY発行 ▶ 対象製品を出荷後、現場から設置情報等をフィードバックさせて発行する。



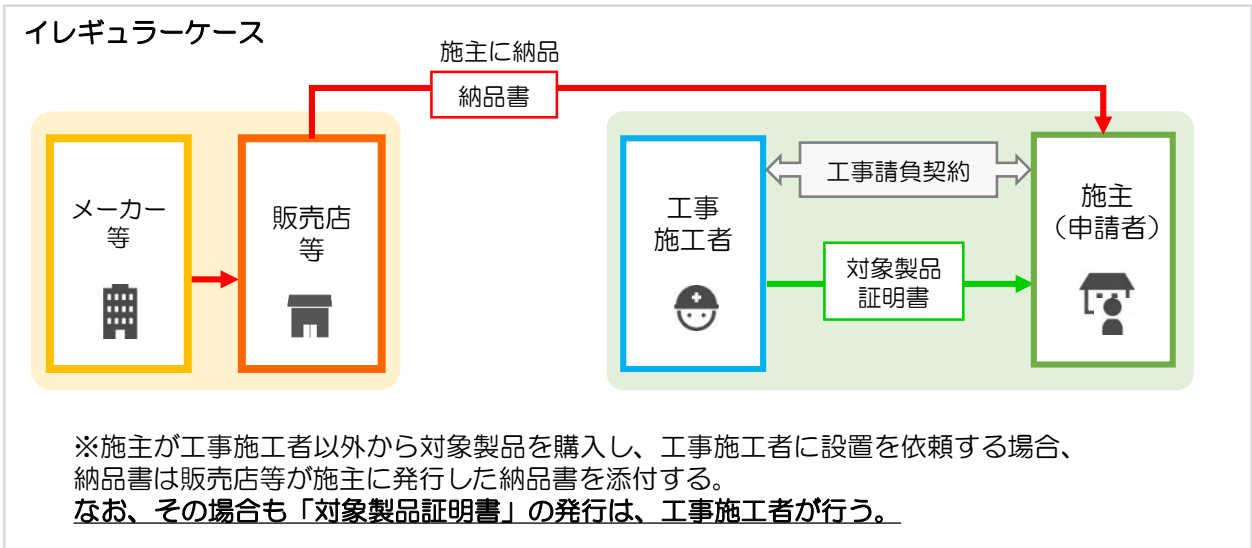
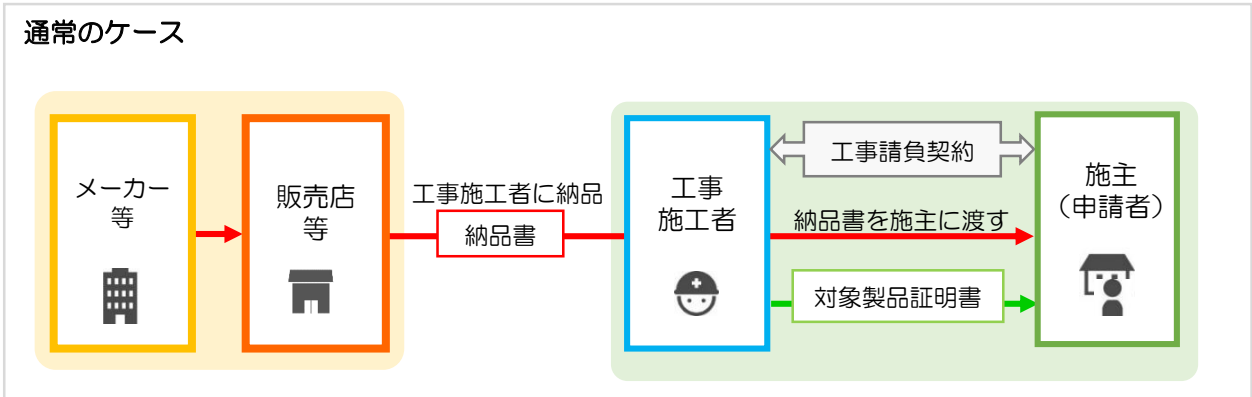
証明書の書式

発行パターン	証明書	発行者	宛先	書式
A	性能証明書	メーカー等	なし	自由書式
B	納品証明書 ※断熱材（ボード・マット・畳）	卸業者（直前店：工事施工者に納入した者）	工事施工者（施主と工事請負契約している者） または施主	指定書式
C	施工証明書 ※断熱材（吹付け・吹込み）	吹付け・吹込み施工業者	工事施工者（施主と工事請負契約している者） または施主	指定書式

証明書の発行②

■ 発行パターン2 (D) の発行・運用

- 納品書は、主に販売店等が工事施工者へ対象製品を納品した際に発行する。
- 対象製品証明書は、工事施工者が納品書に記載されている対象製品型番を正確に転記し、その他の必要事項を記入し、発行する。
- 工事施工者は、納品書に記載されている対象製品型番が判別しやすいようにペン等で丸く囲んだうえ、対象製品証明書とあわせて施主（申請者）に渡す。



■ 証明書の書式

発行パターン	証明書	発行者	宛先	書式
D	納品書	メーカー等、卸業者、販売店等	工事施工者（施主と工事請負契約している者） または施主	自由書式
	対象製品証明書	工事施工者 （施主と工事請負契約している者）	施主	指定書式

※「対象製品証明書」「工事請負契約書」の発行者と、「納品書」の発行者が同一の場合はポイント発行対象になりません。

注意事項

制度要件について

- 本制度の対象になるのは、事務局に型番登録されている建材・設備を、住宅のリフォームに使用した工事です。
(型番登録されていない建材・設備、およびオフィス、ホテル等の業務用建築物に使用した工事は対象になりません。また、新築も対象になりません。)
- 対象製品を製造・販売するメーカー等が元請けとなり、自社の対象製品を用いて自ら工事をする場合は、本制度の対象となりません。
- 本制度の対象となる建材・設備は新品に限ります。(中古品不可)

問い合わせについて

- 申請者や工事施工者等から事務局に、対象製品に関する問い合わせ等があった場合は「問い合わせ窓口シート」(登録申請時の提出書類)に記載された問い合わせ先を案内します。各メーカーにてご対応をお願いいたします。
- メーカー等からのお問い合わせは、下記宛にメールで送信してください。
事務局ホームページに記載されている電話番号は、申請者や流通事業者のための問い合わせ窓口です。また、国土交通省へのお問い合わせはご遠慮ください。

kenzai@greenpt.jp

対象製品のPRについて

- **グリーン住宅ポイントロゴについて**
 - グリーン住宅ポイントのロゴは、事務局ホームページからダウンロードして使用することができます。
 - グリーン住宅ポイントのロゴは、対象製品以外の告知に使用することはできません。
 - 色や文字等の変更など、ロゴデザインを変更することはできません。
 - 自社のロゴマークと組み合わせで一体化するなど、加工して使用することはできません。
- 登録された製品を、グリーン住宅ポイント対象製品として広報することは任意とします。ただし、国土交通省がお墨付きを与えたかのような誤解を生む表現を用いることは認められません。
 - 広報する際の表現について
 - (例) 国土交通省 認定製品 ×
 - 国土交通省 推奨製品 ×
 - 国土交通省 登録事業者 ×

建材・設備ごとの型番登録申請書類
および証明書

ホームエレベーター

提出書類一覧

■対象製品登録の際には下記の書類が必要です。

No.	書類名	書式		ファイル形式	備考
		指定書式	入手方法		
初回登録時のみ提出【必須】					
1	担当者連絡先シート	事務局 指定書式	事務局HPより ダウンロード	Excel	※製品登録に関する担当者情報を記載する書類。
2	問い合わせ窓口シート	事務局 指定書式	事務局HPより ダウンロード	Excel	※申請者や施工事業者等からの問い合わせ窓口情報を記載する書類。 ※問い合わせ窓口は、事務局のホームページに掲載。 ※問い合わせ窓口を設置しないメーカーは製品登録不可。
登録時に提出					
3	製品情報 （以下のいずれか1点） A) 製品のカタログ（PDF） B) Webカタログ（URL） C) 取り扱い説明書（PDF）		自社作成	左記	※該当資料の証明箇所が判りやすいように印等を行うこと。 ※要件を証明する際に1つの資料で確認できない場合は、複数の資料を提出すること。（補足資料として機器仕様書、外観図も可）
4	【様式A1】対象製品登録リスト （ホームエレベーター）	事務局 指定書式	事務局HPより ダウンロード	Excel	
5	かごの天井高さが確認出来る書類等		自社作成	PDF	※3の「製品情報」に高さの記載があれば不用。
6	品質管理規定を証明する書類 （以下のいずれか1点） A) JIS審査基準Aと同等の社内品質管理規格が策定されている書類 B) ISO9001の認証の証明書 C) JISQ9001の認証の証明書 D) 型式部材等製造者認証		認証機関発行 または 自社作成	PDF	※初回登録時のみ必要。

※HP=ホームページの略です。

○WEBカタログを資料として提出する場合は、対象製品がダイレクトに表示されるURLを記すか、対象製品が何ページにあるかを記したメモを付けてください。そうでない場合は、対象製品掲載ページをPDFにして送付してください。

○エビデンスを送付する際は、型番にリンクさせたファイル名を付けてください。

○容量が重いデータ（5M以上）を送付する際は、データ送信サービス等を利用してください。

対象製品登録申請様式①

入力見本

【様式A1】 ※赤字箇所が記入いただく項目になります。

1	2	3	4	5	6
メーカーコード	●製造・輸入業者名	●製品名・製品愛称	●製品型番	●かごの内法寸法	類似製品申請
KA	霞が関工業	霞が関シリーズ	■■■■■■■■	HHHH/WWWW/DDDD	

7	8	9	10	
類似する製品型番	対象製品リスト掲載可能日	製品情報の対外非公表を希望する	製品基準	備考
			かごの天井高さが2m以上	
			○	

■記入の際の注意事項

製品リストは、電算処理を行いますので記入ルールをよくご確認の上、資料を作成してください。条件に従っていない場合はエラーとなりますのでご注意ください。

注1) 色が付いている項目（任意項目以外）は、原則すべて入力すること。（該当なしの場合は空白で可。）

注2) 数字は半角、英字は半角大文字で記入すること。不要なスペースは入力しないこと。

注3) 入力の起点（●列●行目）を変えず、書式フォーマットの変更（列の削除や追加）は行わないこと。また、行はあけずにつめて入力すること。

注4) 環境依存文字（②、Ⅱ、(株)、(有)、等）を使用しないこと。関数（計算式）、参照・リンク（他ファイル、他シート）等を行わないこと。

・JIS製品記号などで環境依存数字が入る場合は、算用数字に置き換えること。

注5) 製品リストの行が足りなくなった場合は、適宜、行の追加すること。

※先頭に“●”のある項目情報は、HP上で公表を行う

■修正時の注意事項

注1) 製品登録完了後に万が一修正が発生した場合は、修正部分の項目セルに必ず色付け（黄色）をし、修正部分が分かるようにして再提出すること。

対象製品登録申請様式②

項目説明

項番	項目名	型	最大文字数	必須／任意	備考	HP上表示
1	メーカーコード	半角英数	3	必須		
2	製造・輸入業者名	文字	60	必須		●
3	製品名・製品愛称	文字	60	必須		●
4	製品型番	半角英数 大文字	20	必須	例外的にハイフンは許可、他の型番と重複不可。	●
5	かごの内法寸法	半角英数 大文字	20	必須	HHHH/WWWW/DDDD 形式で記入。mmで記入。	●
6	類似製品申請	文字	固定値	任意	類似製品申請する場合は「○」	
7	類似する製品型番	半角英数 大文字	20	任意	類似製品の型番を記入	
8	対象製品リスト掲載可能日	日付	10	任意	YYYY/MM/DD 形式で記入 指定した日付以降に情報公開します。(指定した日付までは情報公開されません。) ※ホームページ掲載日は、別途スケジュールをお知らせします。	
9	製品情報の 対外非公表を希望する	文字	固定値	任意	非公表:○、公表可能:ブランク ※ホームページ非公表から公表可能になった場合は、○印を削除して再提出してください。「○」を入力した場合、情報は無期限に公開されません。 ※「○」を入力するとともに、項番8に日付を入力することはできません。	
10	製品基準	文字	固定値	必須	該当する場合は「○」	
11	備考	文字	60	任意	類似製品申請時は、その違いを備考欄に記入。	

性能証明書サンプル

サンプル

記入例

グリーン住宅ポイント	
性能証明書	バリアフリー改修
	ホームエレベーター
事業者名（メーカー名）	ABC工業株式会社
書類番号（通し番号）	0001
製品型番	
<small>※事務局登録型番（HP掲載）を正確に記載してください</small>	
1 製品名	ZYXシリーズ
2 かごの内寸法	H***XW***XD*** mm
備 考	
事務局使用欄	

記載内容

	記載内容	必須	任意
タイトル	グリーン住宅ポイント	○	
	性能証明書	○	
	ホームエレベーター	○	
必須項目	製品型番	○	
	製造番号（シリアルNo.）または 書類番号（通し番号）	○	
	事業者名（メーカー名）	○	
	性能等		○
性能等	メーカー		○
	製品名		○
	かごの天井高		○

建材・設備ごとの型番登録申請書類
および証明書

衝撃緩和畳

提出書類一覧

■対象製品登録の際には下記の書類が必要です。

No.	書類名	書式		ファイル形式	備考
		指定書式	入手方法		
初回登録時のみ提出【必須】					
1	担当者連絡先シート	事務局指定書式	事務局HPよりダウンロード	Excel	※製品登録に関する担当者情報を記載する書類。
2	問い合わせ窓口シート	事務局指定書式	事務局HPよりダウンロード	Excel	※申請者や施工事業者等からの問い合わせ窓口情報を記載する書類。 ※問い合わせ窓口は、事務局のホームページに掲載。 ※問い合わせ窓口を設置しないメーカーは製品登録不可。
登録時に提出					
3	製品情報（以下のいずれか1点） A) 製品のカタログ（PDF） B) Webカタログ（URL） C) 取り扱い説明書（PDF）		自社作成	左記	※該当資料の証明箇所が判りやすいように印等を行うこと。 ※要件を証明する際に1つの資料で確認できない場合は、複数の資料を提出すること。 （補足資料として機器仕様書、外観図、品番構成資料等を用いることも可）
4	【様式A1】対象製品登録リスト （衝撃緩和量）	事務局指定書式	事務局HPよりダウンロード	Excel	
JIS認証製品 の場合					
5	JIS認証取得証明（衝撃緩和量）		認証機関発行	PDF	※JIS認証の証明書に「衝撃緩和量」の製品型番や種類の記号などを記載すること。
JIS認証をしていない製品の場合					
6	性能評価（以下のいずれか1点） A) 第三者認証機関による試験結果 B) 自己適合宣言書		試験機関発行 または 自社作成	PDF	※Bの場合、JISQ17050-1（JISQ1000）に基づいた内容であり、「A.2 適合宣言書の様式例」を参照し作成すること。 ※必要に応じて、試験報告書の提出を求められる場合がある。
7	【様式A2】性能確認チェックシート	事務局指定書式	事務局HPよりダウンロード	Excel	
自己適合宣言書で性能を評価する場合は以下が必要					
8	品質管理規定を証明する書類 （以下のいずれか1点） A) JIS審査基準Aと同等の社内品質管理規格が策定されている書類 B) ISO9001の認証の証明書 C) JISQ9001の認証の証明書		認証機関発行 または 自社作成	PDF	※初回登録時のみ必要。

※HP=ホームページの略です。

○WEBカタログを資料として提出する場合は、対象製品がダイレクトに表示されるURLを記すか、対象製品が何ページにあるかを記したメモを付けてください。そうでない場合は、対象製品掲載ページをPDFにして送付してください。

○エビデンスを送付する際は、型番にリンクさせたファイル名を付けてください。

○容量が重いデータ（5M以上）を送付する際は、データ送信サービス等を利用してください。

対象製品登録申請様式

入力見本

【様式A1】 ※赤字箇所が記入いただく項目になります。

1	2	3	4	5	6	7	8
メーカーコード	●製造・輸入業者名	●製品名・製品愛称	●製品型番	●製品タイプ (1量または半量を記入)	対象製品リスト掲載可能日	製品情報の対外非公表を希望する	備考
KK	霞が関工業	ケアケア量	IRY180521T-H	半量			
KK	霞が関工業	ケアケア量	IRY180521T-I	1量			

■記入の際の注意事項

製品リストは、電算処理を行いますので記入ルールをよくご確認の上、資料を作成してください。条件に従っていない場合はエラーとなりますのでご注意ください。

注1) 色が付いている項目（任意項目以外）は、原則すべて入力すること。（該当なしの場合は空白で可。）

注2) 数字は半角、英字は半角大文字で記入すること。不要なスペースは入力しないこと。

注3) 入力の起点（●列●行目）を変えず、書式フォーマットの変更（列の削除や追加）は行わないこと。また、行はあけずにつめて入力すること。

注4) 環境依存文字（②、Ⅱ、㊦、㊧、等）を使用しないこと。関数（計算式）、参照・リンク（他ファイル、他シート）等は行わないこと。

・JIS製品記号などで環境依存数字が入る場合は、算用数字に置き換えること。

注5) 製品リストの行が足りなくなった場合は、適宜、行の追加すること。

※先頭に“●”のある項目情報は、HP上で公表を行う

■修正時の注意事項

注1) 製品登録完了後に万が一修正が発生した場合は、修正部分の項目セルに必ず色付け（黄色）をし、修正部分ができるようにして再提出すること。

項目説明

項番	項目	型	最大文字数	必須/任意	項目説明	HP上表示
1	メーカーコード	半角英数	3	必須		
2	製造・輸入業者名	文字	60	必須		●
3	製品名・製品愛称	文字	60	必須		●
4	製品型番	半角英数 大文字	15	必須	例外的にハイフンは許可、他の型番と重複不可。	●
5	製品タイプ	文字	固定値	必須	対象項目を選択	●
6	対象製品リスト掲載可能日	日付	10	任意	YYYY/MM/DD 形式で記入 指定した日付以降に情報公開します。（指定した日付までは情報公開されません。） ※ホームページ掲載日は、別途スケジュールをお知らせします。	
7	製品情報の対外非公表を希望する	文字	固定値	任意	非公表:○、公表可能:ブランク ※ホームページ非公表から公表可能になった場合は、○印を削除して再提出してください。「○」を入力した場合、情報は無期限に公開されません。 ※「○」を入力するとともに、項番6に日付を入力することはできません。	
8	備考	文字	60	任意		

性能確認チェックシート

登録する製品の情報

メーカーコード	●製造・輸入業者名	●製品名・製品愛称	●製品型番	製品タイプ
KA	霞が関工業	霞が関シリーズ	■■■■■■■■	半畳

性能確認チェックリスト

項目番号	試験項目	試験内容	試験結果記入欄
1	日常的な動作時の床の硬さ	JIS A 5917によること。	1.2
2	転倒衝突時の床の硬さ		50G
3	局部圧縮量		3mm
4	熱抵抗試験		

性能を証明するもの

	種類	機関名
<input checked="" type="checkbox"/>	第三者試験機関等の確認試験結果書	〇〇試験所
<input type="checkbox"/>	第三者試験機関等の立会い試験結果書	-
<input type="checkbox"/>	第三者認証機関の認定書	-
<input type="checkbox"/>	自己適合宣言書	-

性能証明書サンプル

サンプル

記入例

グリーン住宅ポイント	性能証明書シール台紙	衝撃緩和畳
邸名	住宅 一二三	様邸
<ul style="list-style-type: none"> ・製品型番 ・製品名 ・半畳/1畳 ・事業者名 ・シリアルNo. (通し番号) 	<p>〇〇畳</p> <p>AAABC123/1畳</p> <p>NO.0000004</p> <p>YYZ産業株式会社</p>	<p>〇〇畳</p> <p>AAABC123/1畳</p> <p>NO.0000001</p> <p>YYZ産業株式会社</p>
	<p>〇〇畳</p> <p>AAABC123/半畳</p> <p>NO.0000005</p> <p>YYZ産業株式会社</p>	<p>〇〇畳</p> <p>AAABC123/1畳</p> <p>NO.0000002</p> <p>YYZ産業株式会社</p>
		<p>〇〇畳</p> <p>AAABC123/1畳</p> <p>NO.0000003</p> <p>YYZ産業株式会社</p>
<p>※シールは点線の枠内に1枚ずつ貼付してください。シールには下記内容が記載されている必要があります。</p> <p>※申請に必要なシールの枚数は4.5畳分です。必要枚数分のみ下記の枠内に貼付してください。</p>		
		事務局使用欄

記載内容

記載内容		必須	任意
タイトル	グリーン住宅ポイント	○	
	性能証明書	○	
	衝撃緩和畳	○	
必須項目	製品型番	○	
	製造番号 (シリアルNo.)	○	
	書類番号 (通し番号)	○	
	事業者名 (メーカー名)	○	
性能等	メーカー	○	
	製品名	○	

資料

発行ポイント数

対象建材・設備の発行ポイント数

改修・設置工事	建材・設備	ポイント数		備考
		ポイント数	ポイント数	
① 開口部の断熱改修	ガラス	7,000/枚	大 1.4 m ² 以上	交換するガラスの枚数を乗じて算出
		5,000/枚	中 0.8 m ² 以上1.4 m ² 未満	
		2,000/枚	小 0.1 m ² 以上0.8 m ² 未満	
	内窓 外窓	20,000/箇所	大 2.8 m ² 以上	施工箇所数を乗じて算出
		15,000/箇所	中 1.6 m ² 以上2.8 m ² 未満	
		13,000/箇所	小 0.2 m ² 以上1.6 m ² 未満	
	ドア	28,000/箇所	開戸:1.8 m ² 以上 引戸:3.0 m ² 以上	
24,000/箇所		開戸:1.0 m ² 以上1.8 m ² 未満 引戸:1.0 m ² 以上3.0 m ² 未満		
② 外壁、屋根・天井 又は床の断熱改修	外壁	100,000/戸		
		50,000/戸	部分断熱	
	屋根・天井	32,000/戸		
		16,000/戸	部分断熱	
	床	60,000/戸		
30,000/戸		部分断熱		
③ エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム	24,000/戸		
	節水型トイレ	16,000/台	設置した台数を乗じて算出	
	高断熱浴槽	24,000/戸		
	高効率給湯機	24,000/戸		
	節湯水栓	4,000/台	設置した台数を乗じて算出	
④ バリアフリー改修	ホームエレベーター	150,000/戸		
	衝撃緩和畳	17,000/戸	4.5畳以上	

※①～③のリフォーム工事を実施する場合に④も対象となります。(④のみの場合はポイント発行申請は不可)
※50,000ポイント未満の場合はポイント発行申請できません。

登録スケジュール

第1回	受付開始	2021年1月28日
	締め切り	2021年2月10日 13:00まで
	HP公表	2021年3月1日 予定

第2回	受付開始	2021年3月1日 10:00から
	締め切り	2021年3月11日 13:00まで
	HP公表	2021年3月29日 予定

第3回	受付開始	2021年4月1日 10:00から
	締め切り	2021年4月8日 13:00まで
	HP公表	2021年4月26日 予定

第4回	受付開始	2021年5月12日 10:00から
	締め切り	2021年5月24日 13:00まで
	HP公表	2021年6月10日 予定

第5回	受付開始	2021年7月5日 10:00から
	締め切り	2021年7月16日 13:00まで
	HP公表	2021年8月5日 予定

※第6回以降のスケジュールは、今後事務局ホームページにて公表する予定です。